

廃食用油の売払いに係る制限付き一般競争入札について

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 19 日

佐倉市長 西田 三十五

1 制限付き一般競争入札に付する事業

(1) 事業名称

令和 6 年度廃食用油の売払い

(2) 事業場所

佐倉市小篠塚清掃事務所（佐倉市大篠塚 1059 番地先）

(3) 契約期間

契約日～令和 7 年 3 月 31 日

(4) 売払い物品

廃食用油

※詳細は、別紙仕様書のとおり

(5) 予定価格【最低売却価格】

単価（消費税及び地方消費税の額を含みません。）

金 35 円/10 当たり

（入札書比較価格 35 円/10 当たり ※消費税及び地方消費税の額を含みません。）

(6) 入札の方法

ア 郵便入札の方法により行います。

イ 入札回数は、1 回とします。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりです。

(1) この事業の公告日現在において、次の要件を満たしている方

ア 事業経験に関する条件

過去 2 年間に於いて、官公庁発注における再生利用に供する廃食用油の買受を元請けとして受注した実績のある方

※事業の実績が確認できるもの（発注者・事業名・契約金額・契約期間・契約内容等が確認できる契約書及び設計図書等）の写しを添付してください。

イ 許可・登録等に関する条件

ありません。

(2) 上記 2 (1) の要件を満たし、かつ、この事業の公告日から開札日までの間に

において、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

- ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 4 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 11 年 11 月 25 日制定）に基づく指名除外を受けている者
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない方
- キ 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない方

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

①当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者

②次のいずれかに該当する者

（ア）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者

（イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

（3）同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることができません。

- (4) 事業協同組合等が入札参加申請をする場合は、その組合等の構成員となっていて
る方は、単独で入札参加申請をすることはできません。

3 事業内容説明等に関する事項

(1) 設計図書等を示す場所

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>

申請書等の作成説明会及び事業説明会は行いません。

上記ホームページから設計図書等の電子ファイルをダウンロードしてください。

(2) 設計図書等を示す期間

公告日の午前 9 時から開札日時まで

4 質問及び回答

ア 設計図書等に対する質問書を提出する場合は、令和 6 年 3 月 26 日（火）午後 5 時までに、この公告の事業の事業説明質問書をファクシミリ又は電子メールにより事業担当課に提出してください。

イ 電子メールで質問書を送付する場合は、件名に、事業名及び質問書である旨を記載してください。本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付してお送りください。

ウ 回答は、令和 6 年 3 月 28 日（木）午後 5 時までに、事業担当課から質問者に対してファクシミリ又は電子メール（質問書と同様の方法）により行います。

エ 質問が無い場合、質問書の提出は必要ありません。

5 入札手続き

(1) 入札期間

令和 6 年 3 月 19 日（火）から令和 6 年 4 月 23 日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日・休日は除きます。）

(2) 入札方法

ア 入札方法は、持参又は郵送（配達記録が残る書留郵便等に限ります。）のいずれかに限ります。

イ 持参の場合は、上記（1）の期間中の午前 8 時 30 分から午後 4 時まで（正午から午後 1 時の間は除きます。）の間に、下記へ提出してください。

【提出先】

佐倉市海隣寺町 97 番地（市庁舎 1 号館 5 階）

佐倉市役所財政部契約検査課 契約班（電話 043-484-6111）

※なお、提出時に持参された方の氏名等を確認させていただきますのでご了承ください。

ウ 郵送（配達記録が残る書留郵便等に限ります。）の場合は、上記（1）の期間

中に下記へ郵送してください。入札期間最終日（令和 6 年 4 月 23 日）必着とします。

【郵送先】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地
佐倉市役所財政部契約検査課 契約班

エ 入札回数は、1 回とします。

（3）提出書類

入札参加者は、下記の書類を提出してください。

ア 個人として入札に参加申請する方

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 印鑑証明書（発行日から 3 か月以内のもの。原本） 1 通
- ③ 入札書（入札書提出用封筒に入れ、封印したもの）
- ④ 過去 2 年間に於いて、官公庁発注における再生利用に供する廃食用油の買受を、元請けとして受注した実績を証明する書類
※契約書等の写しを提出してください。

イ 法人として入札に参加申請する方

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 印鑑証明書（発行日から 3 か月以内のもの。原本） 1 通
※法人代表者印の印鑑証明書です。
- ③ 委任状
※支店・営業所等に委任する場合のみ提出してください。
- ④ 入札書（入札書提出用封筒に入れ、封印したもの）
※支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印した代理人使用印を押印してください
- ⑤ 登記事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの。写し不可。） 1 通
※履歴事項全部証明書に限ります。
- ⑥ 役員等名簿
※履歴事項全部証明書に記載されている役員等全員について記載してください。
- ⑦ 過去2年間に於いて、官公庁発注における再生利用に供する廃食用油の買受を、元請けとして受注した実績を証明する書類
※契約書等の写しを提出してください。

（4）入札書等の提出方法

ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「役員等名簿」は、代表者印又は委任状に押印された受任者の印鑑を押印したものを提出してください。

イ 入札書

- ① 入札書へは、契約希望単価（税抜き）を記載してください。
- ② 入札書は、必ずこの公告の事業専用の入札書書式を用いてください。入

札書の書式は、上記 3 (1) 設計図書等の入札書のエクセル形式ファイル内にあるので、忘れずにダウンロードして保存しておいてください。

- ③ 入札書には、入札日、宛名、住所又は所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名称、事業場所及び入札金額を明記して、代表者印を押印してください。なお、入札日は、実際に入札書を提出する日を記載してください。

※委任する場合は、委任先の住所、商号又は名称、職氏名を委任状に記載したとおりに記載し、委任状に押印された代理人の使用印を押印してください。

- ④ 「入札書提出用封筒（記載例を参考に作成してください。）」に入札書を入れ、フラップ部分（のり付けする部分）の中央 1 箇所に、印鑑証明書に登録された印鑑又は委任状に押印された代理人の使用印により封印の上、提出してください。

- ⑤ 封筒表面には、「宛先（佐倉市長 西田三十五）」、「事業名称」、「入札日」を記載し、「入札書在中」と明記してください。

- ⑥ 入札書提出用封筒には、「入札書」のみを入れてください。

- ⑦ 封筒裏面には、「事業場所」、「開札日時」、入札者の「住所又は所在地」及び「商号又は名称」を明記してください。

※委任する場合は、委任先の「住所又は所在地」、「商号又は名称」を委任状に記載したとおりに記載してください。

ウ 上記イの入札書を封入した「入札書提出用封筒」と、その他の提出書類を封筒に同封してご提出ください。

(5) 資格確認結果の連絡

資格確認の結果、入札参加資格なしと決定された方だけに対して、電話で連絡します。電話の連絡後、後日文書により通知します。通知が到着した日の翌日から起算して 3 日以内（3 日目が市の休日の場合は、その直後の市の休日でない日まで）に、文書により市長に対して説明を求めることができます。

(6) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

ただし、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第 6 号）第 131 条第 2 項の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格に仕様書記載の予定数量を乗じた額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収するものとします。

6 開札

(1) 開札の日時

令和 6 年 5 月 16 日（木）午前 9 時 30 分から

(2) 開札の場所

佐倉市役所 1 号館 6 階第 1 会議室

(3) 開札の方法

ア 開札は、開札立会人の立会いのもと公開して行います。

イ 開札立会人は、入札執行者の指定した入札事務に関係のない職員をもって充てます。

ウ 入札参加者その他の傍聴は自由としますが、開札会場その他の事情により傍聴人の数を制限することがあります。

(4) 無効となる入札

ア 無効となる入札書は、佐倉市入札約款第 16 条第 1 項各号（第 9 号を除く。）に当てはまる入札並びに予定価格を下回る入札とします。

イ 5（2）ウの方法により提出した場合は、佐倉市入札約款第 16 条第 4 項各号に当てはまる入札は無効とします。

ウ 次の①から④のいずれかに該当する入札書は、開札しません。

①入札参加資格を有しない方から提出された入札書

②普通郵便など上記 5（2）で指定した方法以外の郵便又は宅配便などの方法により提出された入札書

③上記 5（2）において指定した宛先以外に郵送された入札書

④同一人から複数郵送された入札書

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書のうち、予定価格（入札書比較価格）以上で最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。なお、落札者となるべき同価格の入札をした方が 2 人以上いる場合には、開札後、指定する日時場所において、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。その際くじを引かない方があるときは、入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとします。

7 契約

(1) 契約金額

入札書に記載された 10 当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含みません。）をもって契約金額とします。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除します。

8 留意事項

(1) 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。なお、一般競争入札参加資格確認申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法施行令（平成 13 年政令第 34 号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしません。

(2) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し

立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、入札参加資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市入札約款のとおりとします。

9 担当

(1) 事業担当課

環境部廃棄物対策課

電話：043-484-6149

ファクシミリ：043-486-2504

電子メールアドレス：haikibutsu@city.sakura.lg.jp

(2) 入札執行担当課

財政部契約検査課

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>